

議案第61号

愛西市子ども医療費支給条例の一部改正について

愛西市子ども医療費支給条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和元年11月29日提出

愛西市長 日 永 貴 章

提案理由

この案を提出するのは、子ども医療費の支給年齢を引き上げ等するため、改正する必要があるからである。

## 愛西市子ども医療費支給条例の一部を改正する条例

愛西市子ども医療費支給条例（平成17年愛西市条例第98号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号中「15歳」を「18歳」に改め、同条第4項中「12歳」を「15歳」に改め、同条第6項を削る。

第3条第2項第1号中「愛西市障害者医療費支給条例」の次に「(平成17年愛西市条例第105号)」を加え、同項第2号中「愛西市母子・父子家庭医療費支給条例」の次に「(平成17年愛西市条例第99号)」を加え、同項に次の1号を加える。

(3) 生活保護法（昭和25年法律第144号）により保護を受けているものの保護者

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の愛西市子ども医療支給条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われた診療、薬剤の支給又は手当に係る医療費の支給について適用し、同日前に行われた診療、薬剤の支給又は手当に係る医療費の支給については、なお従前の例による。